

産業建設常任委員会記録

令和6年1月23日

【開催日】 令和6年1月23日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時31分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	福田勝政
委員	宮本政志	委員	矢田松夫

【欠席委員】

委員	中村博行		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

経済部長	桶谷一博	農林水産課長	臼井謙治
農林水産課技監	熊川整	農林水産課農林係長	稲葉徹
農林水産課主任主事	中川大地	農林水産課主任主事	室重達也

【事務局出席者】

庶務調査係長	田中洋子		
--------	------	--	--

【審査内容】

1 有害鳥獣について

午後1時30分 開会

藤岡修美委員長 それでは産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査内容につきましては、お手元に配付してあるとおり、有害鳥獣についてであります。有害鳥獣につきましては、令和4年9月定例会におきまして、請願「市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書」が出されまして、本委員会において、全員賛成で採択し、請願の処理の経過と結果の報告を請求することを決定しております。本日のこの委員会におきまして、令和4年9月定例会の決定に基づき、執行部の説明を受けたいと思います。本日は、中村委員が公務の

ため欠席であります。以上、報告しておきます。それでは執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 よろしくお願いたします。令和4年3月に附帯決議が outcome しまして、その後、委員長から御説明のあった請願が令和4年8月29日に出されております。その後、令和5年3月にも附帯決議がございまして、それを踏まえた執行部の考え方、これまでの対応、あるいは、状況の変化があったものについて、今日御説明させていただこうと思っております。既に時が相当たっておりますので、また、委員も何名か替わられております。本日は、その振り返り、あるいは、その再確認という意味を込めまして、いろいろ資料を出しておりますので、まず、この資料にのっとり御説明させていただきます。説明の順番といたしましては、全国あるいは県の状況をまず先に述べまして、市の状況を述べさせていただきます。その後、請願各項目に対する回答、あるいは附帯決議に対する回答をさせていただきたいと思っております。まず、配付させていただきました資料の1番、「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定の結果について」の資料を御覧いただければと思っております。資料の2ページ目、これは環境省が示している推定の結果でございまして、御覧のようにニホンジカについては、中央値で222万頭存在しているとされております。その次、3ページ、イノシシの個体数推定でございしますが、全国において、令和3年度末で72万頭が中央値の推定値という形になっております。後ほど、山口県における推定値についても触れたいと思うんですけども、山口県では、実は確たる推計の手法が確立されておきませんので、県内に何頭いるかはっきりした数字はございません。後ほど説明させていただきます。次に、資料の2、「最新のニホンジカ、イノシシの個体数推定及び分布調査の結果等について」を御覧いただければと思っております。2ページ目をお開きいただければと思っております。実は先ほど申した全国における推定数、生息数は偏りがございまして、御覧のようにニホンジカは、どちらかという東日本に分布が割と多い。対してイノシシについては、宮城県以北、昔は福島県にもあまりいないと言われたんで

すけれども、宮城県以北は、ほとんどイノシシが存在しておらず、西日本に偏りがございます。次に、資料の3、「種別狩猟免許所持者数」で
ございます。御覧のように、1975年当時は、免許を持っていらっしゃる方が51万8,000人いらっしゃったわけでございますけれども、
年々減ってきております。これは、一つは多数のレジヤが存在してお
って、昔のように、狩猟をレジヤとして楽しむ以外のものが存在する。
あるいは、銃所持の規制が年々厳しくなる中で、猟に取り組もうとされ
る方が少なくなってきたというのが原因かと思えます。この資料の2ペ
ージ目に「年齢別狩猟免許所持者数」というのがございまして、御覧の
ように、1975年は30代、40代の方が大変多うございました。と
ころが、現在はもう既に20代、30代、40代が非常に少ないです。
60歳以上の方がほとんど6割、免許者数の中で占めているというこ
とで、今後、担い手が激減する可能性を示しております。次に、7番目の
資料を見ていただきたいと思うんですけど、「第5期、第二種特定鳥獣
(イノシシ)管理計画」、これは令和4年に山口県が出しております。
第二種というのは、イノシシの生息数が充足している、あるいは増えて
いるということを示しております、減少が著しい場合は、ここは第一
種になります。第二種の計画でございます。この計画は、いわゆる鳥獣
保護法に基づいて、県が策定する計画でございます、この計画のまず
3ページをお開きいただければと思えます。耕作地面積の推移というの
が出てきております。先ほど申したように、鳥獣の生息数がある程度伸
びていて、今現在、減ってきているんですけども、生息数が伸びた一つ
の原因というのが、耕作面積の減少、言い換えれば、不耕作地、荒廃農
地、耕作放棄地といったようなものが増えていきますと、やっぱり野生
鳥獣が増えてきたというのが、この表で見てとれるかと思えます。これ
に対しまして、捕獲頭数というのが、この同じ3ページに出てきており
ますが、少ない担い手の中でも、実は一生懸命活動していただいております、
以前に比べれば、今は2万頭以上県内で捕獲しているという数字の積み
上げでございます。1枚ページをめくっていただきまして、4
ページでございます。この4ページには、平成25年から令和2年度ま

での各市におけるイノシシの捕獲頭数の推移が出ております。山陽小野田市においては、平成25年から申し上げますと、225頭、419頭、481頭、285頭、284頭、429頭、370頭、350頭と毎年同じように活動はしていただいておりますけれども、年々捕れる頭数に開きがあると。これはあくまで猟でございますので、活動すれば、必ず捕れるというものではないことを御理解いただければと思います。この表で見ますと、山陽小野田市に近い森林面積、あるいは市域の面積、似たようなところでいうと下松市辺り、あるいは光市辺りかと思います。この辺が比較の対象でございますので、下松市も400頭前後で推移しております。光市は、昔で言う大和町が含まれますので、若干、森林面積が多いかと思っておりますけれども、500頭前後で動いております。この管理計画の14ページを御覧いただければと思います。ここは、山口県におけるイノシシの捕獲頭数が昭和33年度から示されております。昔は、森林資源が充実してないということが一つあろうかと思うんですけども、イノシシの生息頭数も若干少なかったかなと思います。狩猟と有害捕獲合わせて、昭和33年に2,000頭余りあったものが、令和2年度については2万2,000頭を超えるほど捕獲しております。それだけイノシシが多かったと捉えることができようかと思っております。これとは別に、17ページを御覧いただければと思います。これは、昭和33年度から同じく令和2年度までの狩猟者登録数でございます。網・わな、第一種、第二種、計とございますけど、第一種というのは、実弾を発砲する銃のことでございまして、第二種は空気銃を指します。もちろん第一種は空気銃も指すんですけど、第一種の免許を持っていたら、実弾を発砲できて、空気銃も発砲できるという、ライフル、散弾銃、空気銃、そして、第二種は空気銃のみという区分でございまして、昭和33年のときには、山口県内で5,254人の狩猟者数がございました。令和2年度末では、第一種は1,000人余りしかいらっしやらない。それに対しまして、わなの免許者数が大幅に伸びてございまして、2,200人余りと。これは、農業者の方もいらっしやるんですけど、わなは、比較的免許を取りやすい種類を申請されているということで、合わせて3,300人余り

ということです。以前に比べれば、やはり山口県内においても担い手数が相当減少していると。一番多い年が昭和51年でございますが、合わせて9,347人いたのが3分の1になったという状況でございます。資料の10「鳥獣被害防止総合対策交付金について、令和5年度版」というのがございまして、これを御覧いただければと思います。国において、こういった状況にある中で、鳥獣被害を止めていこうということで、平成20年度あたりぐらいから、かなりバックアップをしようという体制になっておりまして、主な事業内容としては、捕獲活動を支援する、侵入防止柵を支援する、生息環境管理の支援をする、処理加工施設や焼却施設等の整備への支援をする、ジビエ利活用への支援をするとなっております。県、市町村、コンソーシアム、民間事業者と、それぞれ対象とする事業主体がございしますが、国として、こういった支援をしていくという内容になっております。1枚めくっていただきまして、2ページ目に支援の内容がございします。イノシシ、鹿については、ジビエ利用がある場合は、1頭当たり9,000円、単に埋設する場合は、2,000円安く7,000円、熊、猿については8,000円、その他獣類については1,000円という形で、定額の補助がされております。捕獲機材の導入、この真ん中の部分でございしますが、箱わな等は1基当たり11万9,000円以内で補助をすると。くくりわな、囲いわなという形で、やはり1基当たり、あるいは平米当たりで、国が定額支援をするという内容でございします。これに対しまして、後ほどまた申し上げますけど、市は単独市費で、やはり1頭当たりの捕獲経費を出しております。後ほど説明させていただきます。次に、11番の資料で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱」というものがございします。これは、最終改正が令和5年11月29日に行われたものでございまして、市において協議会を持っております。この協議会から、この要綱に応じて、市が申請をしていくとしておりまして、2ページを御覧いただきたいと思ひます。この国の要綱によって、何をやっていくか。先ほど申し上げましたのが、この事業名で出ておりますけど、鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥

獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業と七つに区分されております。ただし、こういった支援を国で行う場合は、やはり国庫補助でございますので、最終的には会計検査院の検査を受けなければならないと、きちんとした支出が行われているかどうかということで、ここの中で、いろいろ厳しく記述がございます。3ページの第4の3、「本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする」と。もちろんメニューとして、国が示してございますが、やはり国税でございますので、しっかりとした事業費低減を図った上で、申請を起こすということが求められております。4の中段からでございますが、「投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする」となっておりまして、これが一つの国庫補助の要件でございます。この費用対効果分析をクリアしたものが対象ということでございます。そして、第5、交付の対象及び交付率というところで、「事業実施主体が行う各号に掲げる事業を実施するために必要な経費は、予算の範囲内で交付金を交付するものとする」ということございまして、やはり予算に限りがあると。この交付要綱で示されたものについても、予算の中で支出が行われるということでございます。4ページを御覧いただければと思います。第10、交付決定の通知でございます。「地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知する」と。後ほど申し上げますけども、これがいわゆる市町村がつくった協議会が事業主体なのか、あるいは、民間事業者のようなところが事業対象なのかというのがございますが、あくまで交付対象事業者に対して交付決定をするということがここに書いてございます。この資料の13ページを御覧いただければと思います。先ほど七つの事業があると申し上げましたが、そのまた細

分されたものが以下の表でございます。この表には、事業実施主体、あるいは採択要件、あるいは交付率ということが具体的に書いてございます。市というか、協議会が実施するものとして、1の(1)鳥獣被害防止施設なんかを整備する、あるいは処理加工施設を整備する、あるいは捕獲技術高度化施設なんかを整備する場合には、基本的には協議会、あるいはコンソーシアムと呼ばれたものが実施主体となって、交付決定を受けるとことがここに書いてございます。基本的には交付率を見ていただければ分かると思うんですが、定額で2分の1以内と書いてございまして、一定の要件に当てはまれば10分の5.5ということで、若干の加算が得られることがこちらに書いてございます。17ページを御覧いただければと思います。先ほど申し上げた中に、やはり事業実施主体が県といったものがございまして、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業などは、事業実施主体が県ということがここに載っております。続いて19ページを御覧ください。(6)鳥獣被害対策基盤支援事業の中に、①鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業といったものが書いてございますが、ここにあるものについては、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、あるいは公益社団法人等ということで、協議会以外のところがほとんどの事業実施主体と見込まれておりまして、そのようにここに記載がでございます。これら同じような事業実施主体となるもので、ずっとありますけど、利活用技術者育成研修事業、あるいはジビエ流通衛生管理高度化事業、こういったものが、活用がある程度望まれるところかとは思いますが、申し上げますとおり、これは、やはり事業所主体は民間事業者といったところでございます。次に、資料の12、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」といった資料がお手元にあるかと思えます。これは先ほどの要綱の下につく要領でございます。この中の4ページの3、事業実施主体といったところがございまして、これは各項目ずっと詳しい内容がここに記されております。この要領の15ページ以降を御覧いただければと思いますが、これは整備事業等の事業の内容などが詳しくこちらに書かれております。例えば、17ページ、被害防止活動推進における有害捕獲といったものについては、交付率の欄にあり

ますように、例えば、捕獲の有資格者数が1名以上、5名未満の場合は、限度額が100万円以内、あるいは、5名以上、20名未満の場合は200万円以内といったことがございまして、体制整備の内容に応じて、上限額に差が出るといったことがこういう要領なんかで定められております。20ページ、21ページを御覧いただきいただきたいと思っております。実施隊特定活動の中で、例えば、大規模緩衝帯の整備といったものがございまして、整備面積が1ヘクタール以上といった要件がございまして、本市において、なかなか取り組めないといったところは、この要件に該当するほどの活動ができないといったことが理由でございまして、21ページの(5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組といったところがございます。この中に、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できることが一つの要件となったり、あるいは展示会等への参加、ジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できなさいいけないであるとか、意向調査をするためにも、商談会、試食会等の開催、これらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとするであるとか、衛生管理認証の取得においては、国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとするといった中で、販売拡大支援を一つ取ってみても、いろいろな要件がこちらにございまして、こういったものが一つの参考になろうかと思っております。ずっと資料を進みまして、109ページを御覧いただければと思っております。先ほど申しましたように、獣種によって1頭当たりの単価が決まっておるといのは、この要領のこの決まりによって定められておるといこととございまして、127ページあるいは141ページあたりには、このたび説明するメニューの中における交付対象経費なんか定められておりますので、こういった細かなものを確認しながら、実態的には、実際的には国庫補助対応するかしらないかといったものをこの要領において判断をしておるところでございまして。続いて、資料の13、「有害鳥獣捕獲実績」を御覧いただければと思っております。先ほどは、令和2年度末までの市の実績を県の計画の中でお示ししましたが、それ以降については、この資料で御確認いただければと思っております。令和3年度は、本市において6

17頭、鹿が28頭、令和4年度は、落ち込みまして380頭、鹿が24頭でございました。12月末現在の今年度の状況については、93頭と1頭というところで推移しておりますが、猟期が11月から3月末まででございますので、今から実績が上がっていかうかと思っております。1ページ開いていただきますと、月別の捕獲状況一覧をお示ししております。令和元年から令和5年までをお示ししております、11月から猟期でございますので、この表で御覧いただきますと、各年度においても、大半が11月から3月までで捕獲しておるといった状況が見えようかと思えます。有害捕獲の実績を上げる意味でも、冬の時点でしっかり捕るといったことが大切でございます。というのが、春になると子供を産みますので、冬の間には捕っておれば、生息数の管理に資すると考えておるところでございます。資料14、有害鳥獣通報履歴一覧を御覧いただければと思えます。本市における苦情等、通報が寄せられております。これを月別、あるいは地域別で示しております、イノシシについては、令和4年度88件の通報が寄せられました。これに対して、猿については、生息数は非常に少ないかと思うんですけど、やはり出ると、かなりいたずらをしたり、被害を受けるんじゃないかという受け止めをされて、苦情、通報の件数が増えております。これは年間で117件ございました。資料の15を御覧いただければと思えます。この表が、数字が非常に小さいので大きくして御覧いただければと思えますが、これは環境省が示した資料でございまして、平成28年度から令和5年度11月末時点での暫定値まで入れましたイノシシによる人身被害の件数でございます。山口県については、今年度は3件、前年度は2件、令和3年度は1件で、平成28年から令和2年までは、県内における人身被害というのは、イノシシについてはゼロであったといった状況でございます。資料の最後でございます。16番、鳥獣被害対策実施隊への優遇措置ということで、実施隊を整備した場合、こういったものが考えられるかという優遇措置の中で、一つは技能講習の免除といったものがございます。それから、狩猟税の軽減、公務災害の適用、活動経費に対する特別交付税措置、そして、ライフル銃の所持許可の特例といったことで、通常で

あれば、10年以上の免許の所持が継続されなければライフルが持てないといったところですが、実施隊に入りますと、10年経過しなくても所持許可の対象となります。これは、実施隊とは別に、現在、山陽小野田市で行っているのは駆除隊と言われるものでございますけど、既に狩猟税の軽減であったり、あるいは技能講習の免除の対象になっていたりということもございまして、実施隊との差異といいますか、違いはどこにあるかといいますと、公務災害の適用とライフル銃の所持許可の特例と、この2点になろうかなと考えております。非常に多くの資料を提出いたしましたけど、この説明をさせていただきました。これを踏まえまして、請願に対する執行部の考え、回答を述べさせていただきたいと思っております。請願項目の1でございます。この請願項目の1を読ませていただきます。「市民の安心安全を守るため、野生鳥獣を目撃した場合の連絡窓口を市民が分かりやすくしてください。また、連絡をしたら、すぐに対応できる組織体制を早急に構築してください。現在、対応が数日後になることがあり、何のために連絡したか分かりません。子供たちの前に野生鳥獣が出たときは一刻を争います」といったことが、項目の一つ目でございます。こちらについては、市の対応としましては、広報やホームページで、組織の体制を分かりやすく明示したいと考えております。ホームページも若干やり直しました。とりわけ平日であれば、市の職員が常駐しておりますから対応できるんですけど、おっしゃっているのは、多分、土日の対応かと思っております。土日は、現在、市役所に連絡していただきましたら、警備員から担当の職員に連絡がきます。加えて、同時に警察にも連絡をします。職員が状況を確認して、必要であれば、猟友会にも連絡をします。猟友会の皆さんが御自宅にいらっしゃれば、すぐに出動できます。あるいは、職員も自宅におれば、すぐに市役所に来て、それから現場に向かうということは可能でございます。しかしながら、土日であれば、場合によってはすぐに対応できない、自宅にいないので、対応ができない。そうすると、当番の順番が繰り上がって、ほかの職員が対応しますが、望まれるような、一刻を争うという話であれば、現実的にはちょっと難しい部分もあるということは御理解いただければと思

います。この中で、私としては、とりわけ市の職員が行っても追い払いしかできないといったことも、請願者の方の不満であろうというところで、今年度に入りまして、農林水産課の職員6名が狩猟免許を取得いたしました。追い払いのみならず、わなの懸架等も含めて現場の対応をしっかりしたいと考えております。免許を取ったから、すぐに成果が上がるとは考えておりませんが、その辺りの技術の向上も含めて、現場に対応する体制にしていきたいと考えております。次に、請願項目の2を申し上げます。「具体的に国が示している交付金メニューを早急に実行していただくことを求めます。山陽小野田市鳥獣被害防止計画に下記の内容を記載し、そして、交付金を受けて、これらの国の事業を市が実施するために、各事業の関係事業者を協議会に加えていただくことを求めます」ということで、ア、イ、ウと三つが記載されております。そのうちのアでございます。アは、「処理加工施設の取組、捕獲等した鳥獣の利用方法として、現在、山陽小野田市に二つあるジビエ処理加工施設の利用、取組を記載し、山陽小野田市がジビエ利活用への支援の交付金が申請できるよう求めます。捕獲等した対象鳥獣の適切な処理、有効利用については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、第10条にあるとおり、地方公共団体、民間の団体、その他の関係者が連携を図りながら協力して取り組む必要があります」という御指摘でございます。アについてでございます。先ほどの国の要綱、要領を御覧いただければと思いますが、その中に幾つかメニューがございます。例えば、ジビエ販売拡大支援、あるいは搬入促進支援がございますけども、こういった支援については法定耐用年数以内のリースに限るなどの要件がございます。また、利活用技術者育成事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、全国ジビエプロモーション事業、ジビエ購入搬入モデル実証事業、ジビエレストラン拡大事業等があったかと思えます。これらについては、民間企業等が実施主体の事業でございます。民間企業等が要綱、要領に定める要件をクリアするとともに計画を申請していただくと。いわゆる直接採択事業でございますので、請願者がおっしゃっているような山陽小野田市が申請できるように求めるというのは、こ

これらの事業においては当てはまらないと考えております。次に、イでございます。「山陽小野田市には、捕獲OJT研修、ジビエOJT研修、捕獲技術の習得など、研修、講習、育成をされている方々、狩猟学校があり、受講されている方々に対して、受講費用、研修費用に対し、国の交付金が申請できるよう計画の整備を求めます」とございますが、これもまた資料の要綱、要領をそれぞれ委員に御確認いただけたらと思うんですけども、鳥獣被害対策担い手育成マッチング事業については、地域のリーダー及び鳥獣被害対策コーディネーターの育成等を図るセミナーの開催経費や人材確保が課題となっている市町村とのマッチングを行う定額補助制度でございまして、今現在、行われているであろう市内の狩猟学校の受講費用を直接的に補助するという目的にはかなっておりません。そして、全国複数箇所でのセミナー開催が義務づけにもなっておりまして、民間企業等が、要綱、要領に定める要件をクリアする計画を立てられて、申請を起こす、これもいわゆる直接採択事業でございます。次に、ウでございます。「国から山陽小野田市への捕獲機材の導入経費の支援の交付金が不足しているのか、一部の猟師は、わな等捕獲機材導入経費の補助金をもらえておらず、箱わな、くくりわな、囲いわな等の経費を全額自己負担されていると聞いています。平等、公平に交付金が支払われるよう、令和5年度の山陽小野田市鳥獣被害防止計画書の捕獲計画数を上げ、国からの捕獲機材の導入経費の支援が十分に受けられるよう求めます」とありますけれども、捕獲計画数そのものは、実績を基に計画するものでございまして、交付金の増額を機としては上げられないと考えております。箱わなは、過去から、順次、協議会として個数を増やしておりまして、協議会から一定数の貸出しは可能な状況にございます。くくりわなについては、これは既製品というものが存在しますが、市内における猟師の場合は、ワイヤーとかスリーブを用いて自作するケースが多く、その経費は少額であろうかと思っております。自治体における有資格者数によって、交付限度額が上がりますが、必要に応じて、今後も購入していくと考えております。また、いわゆる誘導捕獲柵わなの導入も今後は検討していきたいと考えております。請願の続きを読ませ

ていただきます。「上記のアからウの全ての国の事業は有害鳥獣対策協議会が事業実施主体として行うことになっています。上記のアからウの国が支援する事業内容を市が行うには、協議会にその事業関係者が構成員に入っていないければ、国からの交付金を受けて事業を実行することができません。山陽小野田市鳥獣被害防止計画書を作成するにあたり、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の構成員に、山陽小野田市各地域の鳥獣被害状況に詳しい人材、学識経験者、技術指導者、ジビエ等利活用関係者、実際に鳥獣被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者及び民間の鳥獣被害対策自治体を加えることを求めます」とありますが、先ほど資料で確認していただきましたけども、読み方にもよると思うんですけど、特措法の記述と要綱、要領の記述には若干違いがあると。事業の実施の方法は、先ほど御確認いただいたように、事業実施主体が民間であるケースが求められている、請願者が求められる事業については、ほとんどであろうと思いますので、これは間違っております。そして、現在、本市における実施隊は、市の職員の中から市長が指名することとなっておりますので、今求められております、こういった技術指導者であるとか学識経験者はおりません。というか、猟友会の方がいらっしゃいますので、それがまさしく鳥獣保護員も含めて、学識経験者であり、また技術指導者ということですので、既に含まれているということであろうかと思えます。現在、この実施隊に関しての条例化、あるいは災害補償等の予算化については、見込みが立っていない現状でございます。したがって、具体的な言及はできませんけど、請願者が求められるような実施隊を編成するということになりますと、市の指揮命令に服すること。技能の熟達以外に非常勤公務員としての選考に問題ないこと等が、実施隊員の要件に含まれてこようかと考えております。続いて、3でございます。「鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策実施隊員に、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる民間隊員を採用し、さらにその中から、市長が対象鳥獣捕獲員（捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許保持者）を任命することを求めます。そして、民間の実施隊員の設置に必要な条例を定めていただくことを求めます」と

ございます。これは、先ほど申したとおりでございます。そして、「近隣市と同規模の対策を講じていかなければ、被害は山陽小野田市に集中することが考えられます。山陽小野田市も、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置、その他被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施していくために多様な人材の活用を求めます。民間の鳥獣被害対策実施隊員は非常勤公務員となりますが、実施隊員の報酬や災害補償は地方公共団体の条例で定めることとなっています。民間の実施隊員の設置に必要な手続として、この条例を早急に制定していただくよう求めます」とございます。先ほど申し上げましたように、条例を制定する場合、例規審議会での審議を経て、議会議決を必要として、あわせて施行規則を設定するほか、報酬、災害補償に係る予算を同時に定める必要がございます、やはり、それなりの時間がかかるということでございます。特別交付税措置は経費の8割と、鳥獣被害防止総合対策交付金は定額でございます。他市の先例を参考にすると、財政負担が過大なものとならないように、報酬を年額で定めるケースがあるようでございます。従来の駆除隊がそのまま実施隊になったところも、他市の事例としてはございます。そのままなった場合というのは、駆除隊が実施隊になるだけでございますので、捕獲頭数に大きな影響が出るとは考えておりません。現在、本市で行っておる猟友会との委託契約をどう扱うかも検討の内容の一つともなります。県の認定鳥獣捕獲等事業者の登録を既に受けているような猟友会であれば、狩猟税がもう既に減免されておりまして、銃刀法の許可に、更新に際しての技能講習の免除ということもございますので、先ほど申し上げたように、実施隊を編成したとして、メリットとなるのは2点、公務災害に係る補償とライフル銃の所持許可がメリットということでございます。4番目、「県内複数の市（下関市、美祢市、下松市）の被害防止対策計画書のように、令和5年度の山陽小野田市被害防止計画書には捕獲計画数の設定の考え方に過去数年の捕獲数を記載し、市民に対象鳥獣の捕獲計画数の根拠が明確に分かるようにすることを求めます。また、各地域の鳥獣被害に詳しい専門家や地域住民と共に調査し、各野生鳥獣の捕獲計画数を設定することを求めます」とございます。先

ほど説明したように、捕獲計画数は、実績を基に計画するものでございまして、先ほど申し上げたとおりですが、捕獲計画数に対しては、国から通知があります。平成20年2月21日に、農林水産省生産局長通知というのがございました。この中に、被害防止計画の作成に当たっての留意事項というのが示されておりまして、対象鳥獣の捕獲計画については、近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況、農林水産業等に関わる被害の発生時期、発生場所等を踏まえて、捕獲計画数の設定の考え方、対象鳥獣の年度別捕獲計画数、わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等を記入すると示されております。やはり、捕獲実績などを踏まえながら、設定するものと考えておるところでございまして。最後の項目5でございまして。「多くの市民が鳥獣被害の恐ろしさやその防止対策や交付金のことについて知り、市全体で、この問題に取り組めるよう、回覧板や議会だより等で告知し、自治会、学校等で専門家による勉強会を定期的で開催し、また、そのような勉強会等の開催を市から促していただけるよう求めます」とございまして。こちらについては、市民向けの告知といったものも重要かと考えておりまして、市広報、ホームページでの周知に加えて、LINEによるお知らせを開始したところとございまして。また、市が実施する出前講座に、鳥獣被害防止に係る講座を新たに加えるよう準備していきたいと考えております。しかしながら、ここでいう専門家による勉強会の定期開催とは、それはまさに任意によるものではないかなと思っております。学校からのニーズというのが何を指しているかちょっと理解ができないところもございまして、自治会等からの開催依頼があれば、対応していきたいと考えております。その一方で、恐ろしさであるとか、被害がたくさん出ているとかもあろうかと思うんですけども、野生鳥獣の保護についても、同時に言及していく必要があろうかなと考えておるところでございまして。最後に、附帯決議に対する状況について、少し述べさせていただこうと思っております。令和4年3月25日の附帯決議でございまして。こちらについては、有害鳥獣捕獲奨励事業について、附帯決議が出ておりまして、申し上げます。「昨今、市街地や小中学校でも有害鳥獣が目撃されており、農林水産物の被害だ

けでなく市民の安全が脅かされている。しかし、有害鳥獣の駆除実績に対して予算額が少額であり、実効性に乏しいと言わざるを得ないため、今後も増加が見込まれる駆除数に対して十分な予算を確保すること。また、補助金の支払いは年2回以上、一定の期日を定めて行うなど制度を改正すること」とされておりまして、こちらにつきましては、令和5年度予算において、現在の捕獲計画数700頭に対して、全額の予算が措置されております。また、補助金の2回の支払いは、もう既に実施しておりますので、附帯決議については対応をしておるというところでございます。もう一つ、令和5年3月の附帯決議でございます。「有害鳥獣捕獲関連事業として、昨今、市街地や小中学校でも有害鳥獣が目撃されている中、市民団体から市民の安全を守るため、有害鳥獣対策についての総合的な取組を求める請願が出されているが、現在の捕獲隊では、その身分や災害時における補償が不十分である。については、鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊の捕獲体制をまず整え、国の交付金を最大限活用した被害防止対策を早急に計画し実施すること」とされておりまして、こちらについてでございますが、先ほど説明したように、捕獲隊については、市長が市の職員から指名するというところでございまして、猟友会のメンバーが1人入っておりますけれども、そのように対応しております。猟友会と今後もしっかり話を進めていきたいと思いますが、実施隊に入ることについての理解といたしますか、同意が得られてない状況もございまして、現状の体制が今しばらく続くのではないかなと考えています。それもありまして、市の職員が免許を取ったという実態でございます。説明は以上です。

藤岡修美委員長　ここで換気のため、45分まで休憩といたします。質疑はそれから受けたいと思います。

午後2時31分　休憩

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。請願に対する執行部の考え方が答弁という形でありました。ここで請願項目一つずつ、委員の質疑を受けたいと思います。まず請願 1 について質疑ありましたら、お願いします。

中島好人委員 何か話がずっと長くて、端的にぱっぱっと回答がなかったので改めて、ぱっぱっという回答でお願いしたいなと思います。一つは、市民に分かりやすくという状況があったわけですが、それに対して、答えはホームページで知らせていると。目撃状況なんかの連絡窓口を分かりやすくしてくださいというのは、ほかに何かあったんですかね。その辺を端的にお願いします。

臼井農林水産課長 恐らくでございますが、請願者が求められたのは、土日の対応であったかと思います。市における担当課は、もちろん農林水産課ということで、ほかの課が担当するわけではないので、分かりやすいかなと思うんですけど、閉庁時、土日に電話をされたときに警備員が対応して、満足な対応が多分されてなかったもので、一体、何課が担当するんだ、どうなっているんだという疑問を持たれたようでございます。したがって先ほど申し上げたように、警備員が警察あるいは農林水産課の当番職員に連絡をして、現場に急行するという対応を取っておりますので、そこは御理解いただければと思います。警察もパトカーで巡回している方々が現場に駆けつけることが多いかと思いますが、その巡回しているパトカーが現場に近いところなのか、遠いところかによっては、行く時間に差が出ます。去年の何月だったか分かりませんが、日曜日に、私たまたま市内におったものですから、連絡を受けたとき、現場にすぐ行けました。私がすぐ行けたから、パトカーのほうが遅れてきたといったこともございましたので、それはもうそのとき、どこにいるかによって時間がかかったり、かからなかったりするというのは御理解い

ただければと思います。

中島好人委員 そうすると、そういう連絡をしたら、すぐに対応できる組織体制はできているということになるわけですか。

臼井農林水産課長 どこまでのレベルをお求めなのかが分かりませんので、はっきり申し上げられませんが、いわゆる土日、職員が休みの日まで、平日と同様の対応を求められれば、それはやはりちょっと不合理かなと。24時間3交代等で体制を組んでいけば、いつでも対応できることになろうかと思うんですけど、そういう体制ではございませんので、どのレベルを求められるかによっては回答の仕方が変わってこようかなと思います。

宮本政志委員 この1番は大きく二つよね。中島委員が言われたように、まず連絡窓口を市民に分かりやすくって、連絡窓口というのは、例えば、LINEとか広報紙とか、あるいはホームページとかで、「イノシシが出たら82の1111に電話する」という形でやっているんですか。分かりやすく書いてあるよね。イノシシが出た、連絡窓口はどこだろうということを市民に分かりやすくしてくださいが、この二つのうちのまず一つ目ですね。それを聞いてもいいですか。

臼井農林水産課長 ホームページには有害鳥獣対策に対するページを何枚か持っておりますけど、ページに対する問合せ先を明示しております。農林水産課、そして、住所、庁舎の窓口、これは2階の13番窓口、農林係の電話番号を出しております。この中に、「イノシシに出会ったら」とか「猿に出会ったら」とか、「イノシシを見かけたら」とか「猿を見かけたら」とか、あるいは、県の鳥獣被害対応マニュアルも同時に示しております。LINEも活用しております。イノシシが市街地に出た場合は、ホームページを見るということにならないと思いますので、登録されている方になるべく早く伝わるようにということでLINEを活用

しております。

宮本政志委員 これは、令和4年8月29日、つまりおとし出た請願ですよ
ね。そのときは、まだ市のLINEは始まってないよね。

臼井農林水産課長 令和4年3月時点では、まだ始まってなかったかと思いま
すけど、農林水産課がこの有害鳥獣対策において、LINEを活用した
のは今年度に入ってからでございます。

宮本政志委員 そうすると、この請願が出たときには、まだ市のLINEがな
かったわけだから、「イノシシが出た、どうしようか」というときに、
課長が言われたような形やらLINEやら、いろいろな方法で、市民に
は連絡する窓口は分かりやすくなっていますよというのが1点目よね。
次が、連絡をしたら、すぐに対応できる組織体制をとというのは、これは
先ほどの説明で、特に土日の警備員の件が出ました。僕も議会の忙しい
ときは、土日に議会事務局が出勤している場合があるので電話するとき
があるんですけど、電話に出ないことが多いんですよ。そこを教えて
ほしい。警備員の方は、市民の方が土日に市役所に電話したときは、「は
い、警備室です」って電話に出るんだけど、それは転送電話を持っている
わけですか、それとも警備室の電話に出ているのかな。そこを聞きた
いんだけど。

臼井農林水産課長 多分、転送電話を持ち歩かれているということはないと思
うんですけど、警備員が出られない時間帯がございます。それは、土日
あるいは夜間でも、定められた巡回時間には警備員室を離れて庁内を回
っている時間がございまして、そのときに出られないということがあろ
うかと思えます。

宮本政志委員 そうすると、これは担当課だけの問題ではなくて、市民の方が
土日の休日とか夜、職員の方が帰った後に市役所に電話した。だけど、

当然、警備員の方も仕事として巡回があるわけだから、巡回せずに警備室にずっといるのも問題になるんだから、巡回するよね。そうすると方法論として、巡回のときは警備室にいないんだから、転送で何かすぐ対応ができるように電話を持って歩くようなことは、担当課がどうこうではなくて市の体制の問題だから、そこをクリアしないと。警備員の方が土日の休日の巡回中に、もしかしたら市民の方が「イノシシが出た」って何回も電話したけど、つながらないということで、こういうことを言っているかもしれません。そこは少し横の連携とか、総務課になるのか分からないけど、イノシシだけではなく、例えば橋が落ちた、災害があった、何かいろいろあったときに、休日に市に連絡したら、きちんと連絡がとれる体制づくりというのは、どこの担当になるのかな、総務課なのか。その辺り少し解決するところが課題として何かないですか。

臼井農林水産課長 庁舎管理を担当しているのは、総務課でございます。警備の契約の内容も踏まえて、どういったことが可能か、問合せをしてみたいと思います。

宮本政志委員 それとね、さっき説明のときに気になったのが、この方は「一刻を争います」と言っているけど、一刻を争うときの対応は難しいですって答弁で聞いたようなんだけど、そこは僕の聞き間違いかな。

臼井農林水産課長 人身被害ということになりますと、農林水産業被害とはちょっと違いまして、警察が対応する部類になるかなと思います。我々としても、決してゆっくり対応するということではなく、通報を受ければ、なるべく早く対応したいと考えておりますけど、求められるレベルがどこにあるのかによって、どうしても回答が異なってきます。やはり警察のほうが早いといったことがあろうかと思います。いわゆる市街地で出た場合に、こういったことが一刻を争うような事態ということも考えられなくはないんですけど、先ほどお示ししました資料のとおり、県内で人身被害が多くても3件で、ほとんどの年度においてゼロ件でございます。

す。やはり野生鳥獣が出て、みだりに近づいたりしない、あるいは威嚇しない、刺激しないといったような対応の教育といたしますか、周知のほうが重要なかと考えているところでございます。

宮本政志委員 今、課長が言われることなんですよね。例えば、イノシシが目の前に出た、一刻を争います、さあ、どうしようかというときに、市の担当課で検討して、例えば、傘を持っていたら傘を広げるとかあるよね。テレビで見たけど、イノシシは視線が低いからね。あるいは、子供たちはランドセルでとか、あるいは、今言われるように目を合わさずにそっと抜けていく、あるいは、どこか家があったら入るとか、緊急時、一刻を争うときは、例えば、警察署の電話番号もだけど、こういう行動を取ったほうがいいですよとお知らせすることも、この請願項目1の前向きな取組になってくると思うので、今しているかどうか分からないけど、その辺りもぜひ検討していただきたいと思うんですけどね。その辺りいかがですか。

臼井農林水産課長 既にホームページ等で、そういった対応をさせていただいておりますけど、出没等が見られた場合は、LINEでも同様のお知らせを何度も何度もすることによって、市民の意識を変えていくという取組をしていきたいと考えております。

恒松恵子副委員長 宮本委員の質疑の中で、チラシをたしか作成されていたと思ひまして、回覧板で配布されたかと思うんですが、1回きりの配布だったので、その後、どのように管理し市民に周知しているのか、分かれば教えてください。

稲葉農林水産課農林係長 恒松副委員長が言われた「イノシシに注意」というチラシを、令和4年度に市内全域かは定かではないんですけど、班回覧等でお配りさせていただいております。その中に、宮本委員が言われた無責任に餌を与えないとか、刺激を与えないとか、見かけた場合には、

農林水産課または警察のほうへ御連絡ということで電話番号等を載せさせていただいております。自治会便については、まだ令和4年度の1回きりではあるんですけど、通報があつて、現場に駆けつける際に、このイノシシだったり、さらに注意というチラシを持って、また、もし何か緊急等だったり、見かけた場合には農林水産課か警察に連絡くださいということでチラシをお配りしている状況です。

恒松恵子副委員長　せっかく刺激を与えないとか、分かりやすいチラシを作成されたので、地域交流センターに掲示するなり、活用方法を御検討いただけたらと思いますが、いかがですか。

稲葉農林水産課農林係長　今御提案いただきました件については、検討して、地域交流センター等の担当課とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに1番について質疑はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、請願項目2のア、ジビエの利活用について質疑ありましたら。

中島好人委員　これもさっきと同じようになるんですけども、要するに、山陽小野田市にジビエの利活用への支援の交付金が申請できるよう求めますと。これについては具体的になっているんですか。

臼井農林水産課長　現在、ジビエの活用ができる処理施設が2か所ございます。それぞれに運用されているかと思うんですけど、一般的には、猟友会の猟師が自己消費、自家消費するケースが多うございまして、持込み件数があまり伸びてないと聞いております。したがって、交付メニューの中に高度化利用とか、いろいろ提案があつたと思うんですけど、そこに取り組むほどの持込み状況になってないのかなと思います。仮に、そういった交付金メニューを活用したいということになりますと、採択要

件あるいは費用対効果分析といったものをしっかりされて、交付率が2分の1でございますので、結果、その2分の1以上を自己負担しなければいけないということになろうかと思えます。そうしますと、やはりしっかりとした事業計画を立てられるということが重要になってこようかなと考えております。

宮本政志委員 この審査は、2の項目のアイウ三つとその次の上記の全てのところ、大きく二つに分かれるので、委員長、まずはこのアイウでいいですかね。

藤岡修美委員長 いいです。

宮本政志委員 先ほどの説明で言うと、平たく言ったら、国の直接採択事業だから、市にどうにかしてくれと言ったって、これ国だから、市のほうでどうしようもできないんですよという説明を聞いていたら、そうだなと思ったんだけど。だって、国が決めることを市が「はい、いいですよ」と決められないということをおっしゃったと思うんだけど、その辺りどうなんだろう。

臼井農林水産課長 請願者がおっしゃっている鳥獣被害防止特措法の第10条をお読みいたします。「国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」という規定をもって、請願者は市がやりなさいと言っているかと思うんですけど、お示しした要綱、要領、御覧のとおり、各メニューにおいて、大半が民間事業者が実施主体ということで直接採択事業でございますので、そこは理解にちょっと差があったのかなと考えております。

宮本政志委員　そしたら、例えば、国に申請するなり、なんなりするときに、例えば、申請がすごく複雑だから、市もその辺りを少し申請しやすく、あるいは採択されやすいように、市が何かアドバイスできることはないのかなど。そういう観点からどうですか。今やっているのかな。

臼井農林水産課長　現在、交付金メニューを具体的に活用したいという団体がいらっしゃるいませんので、具体的なことはないんですけど、もし相談をされれば、市として積極的に協力はしたいと思います。恐らく国においては、今お示しした要綱、要領のほかに、一般的にQ&Aと言うんですけど、その下にさらに細かい決まりを持っているかと思っておりますので、その辺りの情報収集などで協力できる部分があるかなと思っております。

宮本政志委員　そうすると、このア、イ、ウに関しては、請願者の請願項目に対して、「分かりました、市がやりましょう」というような回答になるような内容はないということが今少し分かりました。ただ、一つ気になるのが、ウは1行目から、「一部の猟師は、わな等の捕獲機材導入経費の補助金をもらえておらず」というのは、これはどういうことですか。国の補助金がもらえてない、市の補助金がもらえてない。僕はよく分からなかったんですけど、これはどうなんですか。

臼井農林水産課長　請願者がおっしゃるような導入経費を猟師がもらうという制度はございません。基本的には、おのおの協議会が、こういった箱わな、あるいは、くくりわなを導入したいということで、協議会に対して購入経費の補助がされるということでございます。協議会としましては、各猟友会の猟師等に箱わな、あるいは、くくりわなを活用してもらうために貸し与えるといったことをやっておるところでございます。

宮本政志委員　今の答弁からいくと、確かにこの補助金はないんだから、もらえていませんよ。だから、もらえてなかったら、自己負担が大きくなってから捕獲計画数を上げて、国からの導入経費の支援が受けられる

よう求めていますということにつながってきているんだけど、これに対しては、先ほどの答弁ということで解釈していいですね。

臼井農林水産課長 はい、そのとおりでございます。ただ、若干、先ほどの説明の中に、捕獲従事者数に応じて、上限が増えたり減ったりするといった要件があるということは、述べたとおりでございます。

藤岡修美委員長 ほかにアはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、イの研修ですね。これも国の交付金申請になっております。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ア、イ、ウでよろしいですか。あくまでも事業者が国に対して申請するので、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次の上記のア、イ、ウ全ての国の事業は有害鳥獣対策協議会が事業実施主体として行うこと云々から、終わりまでで質疑がありますか。

宮本政志委員 これでいくと、先ほどの説明で、本市のこの有害鳥獣対策協議会の構成メンバーをお聞きしていいですか。

臼井農林水産課長 協議会の構成メンバーでございます。県の美祢農林水産事務所、山口県小野田地区猟友会、山口県山陽地区猟友会、山口県農業協同組合宇部統括本部、山陽小野田市農業委員会、鳥獣保護員、そして、山陽小野田市に加えて、狩猟経験者、その他関係団体といったところがメンバーになって、団体役員等20名以内で構成するというのを会則で定めております。

宮本政志委員 それで課長、冒頭の答弁ときに、ここには、六つ書いてあったのかな。被害状況に詳しい人材、それから学識経験者、指導技術者、ジビエの関係者、それから地域が推薦する者、それから実施隊と6項目の人を加えることを求めますが、この趣旨なんだけど、その中で、先ほど答弁に言われた学識経験者がいろいろ、こういう方と求めておられるけども、こういう方が入っておられるから、ここはこうなんですよとおっ

しゃったと思うのね、冒頭の答弁でね。この請願者が求める、この6ほど加えることを求めているんですよ。この中で、今のこの協議会の構成メンバーで欠如しているものは何かありますか。

臼井農林水産課長 ジビエ等利活用関係者、それから鳥獣被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者及び民間の鳥獣被害対策実施隊員、今、民間の実施隊員はおりませんので、この3者が該当してないことになろうかと思っています。

宮本政志委員 3者のうち最後の実施隊員は今いないですよ。これ、ジビエ等利活用の関係者と被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者、この被害の深刻なところから誰かが推薦する者って、この辺りは猟友会とか、いろいろ情報というのは、担当課も含めて多分知っているだろうから、あまり必要性はないにしても、ジビエ等利活用関係者というのは、請願者はこの協議会の中に加えることを求めていますけど、加えていない理由とか、別に加える必要がないかなという、その辺りを先ほど答弁でちょっと聞いていないんだけど。

臼井農林水産課長 市としては、ジビエ利用というのが、一定程度、促進されていくことが望ましいとは考えておりますけど、現状、ほとんど猟友会員における自家消費といったことで持込み数がない、実績が上がってないものですから、そこを加えて協議することがない、項目としてないという。もちろん国のメニューを真剣に年次的に整備を含めて、一定程度の量を施行していくであるとかお考えであれば、やはり加えながら、そこを拠点化する、猟友会としても認知していただくとか、そういった側面から入っていただくことは考えられるかと思うんですけど、現時点では、そこまでに至っていないということでございます。

宮本政志委員 担当課として、請願者が求める方々、あるいは団体を加えてくださいと言っても、今のところ、それを加える要件をあまり満たしてな

いからということだけど、請願者が言っているところを加えないといけないということが出てくれば、当然、この協議会に加えていくということも検討の土台に乗ってくるという解釈でいいね。

臼井農林水産課長 そのとおりでございます。

中島好人委員 確認ですけども、この請願の中で「協議会に事業関係者が構成員に入っていないければ、国からの交付金を受けて事業を実施することができません」となっていますけども、それは事実ですか。

臼井農林水産課長 そういった事実ではないと思います。もう既に、今の状態で国庫補助を毎年受けておりますので、問題ないかと思います。

恒松恵子副委員長 ホームページで確認できる鳥獣被害防止計画書が、令和4年になっているんですけども、次の作成計画はいつになるのでしょうか。

臼井農林水産課長 こちらの市の防止計画については、3年に1回の更新でございますので、令和7年度に向けて策定するようになろうかと思うんですが、先ほど来、申し上げているような捕獲頭数に対する考え方というのをもう一度整理したいと考えております。これは、令和3年度の690頭に及ぶ捕獲頭数があったがゆえに、今700頭という計画を立てておりますけど、そこには到底、今年度も及ばない、昨年度も及ばない、そして、来年度も恐らくそこに達しないという現実がございますので、期間内における変更も加えていくのか、それはちょっと検討したいと考えております。

恒松恵子副委員長 では、次回作成のときに、この請願者の希望がかなうかもしれないという理解でよろしいですか。

臼井農林水産課長 そのとおりでございます。

藤岡修美委員長 ほかに質疑ありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは3番、鳥獣被害対策実施隊について。

宮本政志委員 簡明でいいんで、もう一度聞きたいんですけど、ここは、要は、鳥獣被害対策実施隊員に民間隊員を採用することと、その採用した民間隊員の中から、市長が対象鳥獣捕獲員を任命することを求めて、そのためには条例を定めてくださいねということなんです。だから、一番最後の締めは、この条例は早急に制定していただくようですから、この2点よね。これ先ほど、説明が冒頭あったんだけど、ちょっと長くて分かりづらかったので、今のところを簡明に、2点を分かりやすく、もう一回聞いてもいいですか。

臼井農林水産課長 実施隊に民間隊員を加えることについては、猟友会で編成している駆除隊員をそのまま実施隊員とすることが望ましいと考えております。しかしながら、猟友会においては、やはりレジャーとしての要素を持っていますので、全て市の指揮命令下に入って、活動することに違和感を覚えている方もいらっしゃるようで、まだそこまで全部鞍替えするというようなところまで至っておりません。県内で言いますと、民間隊員を加えたところが、岩国市、平生町、下松市、山口市、宇部市、下関市、長門市、萩市、これらは、もう既に実施隊を編成して、かつ民間隊員がおるところでございます。また民間隊員がないところが、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、光市、防府市、本市、それから美祢市、阿武町といったところは、民間隊員がまだ入っていないところで、徐々に県内の猟友会の了解も理解も進んでおろうかと思っておりますので、できれば本市においても、そのようになっていくように今後も猟友会と話をさせていただこうと思っております。

宮本政志委員 そうすると、請願者の意図とは少しずれるけど、つまり民間隊

員を採用するのではなくて、猟友会と話をし、猟友会に実施隊として、そのために今度は必要ならば、条例改正をしていくという考え方を担当課は持っているということね。

臼井農林水産課長 そのとおりでございます。

福田勝政委員 勉強不足ですみません。今から民間隊員を募集する場合ですよ。宇部市やら他市のことを言われましたけど、採用する場合、いろいろ条件が厳しいんじゃないでしょうかね。それは、今からのことですか。民間隊員を今から募集しますよね。例えば、そういった場合、年齢制限とか非常に厳しい、100歳ぐらいの人が民間隊員になるとか、そういうことじゃないでしょう。そういうところを教えてください。

臼井農林水産課長 既に、猟友会で編成している駆除隊において、積極的な駆除活動を行っている方、現状、現役で活動されている方を実施隊の民間隊員にしたいと考えておりますので、100歳の方を任命するとかもございませんし、なっただくときは、消防団のような話でございますので、非常勤公務員として従事していただくという考え方でございますので、技能はもちろんですけど、先ほど申し上げたような市の指揮命令下に入っただくことを完全に了解もしていただかなきゃいけないし、そのほかの要件も入っただくかなと思います。

福田勝政委員 女性の方もいらっしゃるんですか、これ。

臼井農林水産課長 私の知る限りは、小野田も山陽も両方、猟友会の中に女性はいらっしゃらないと思います。

恒松恵子副委員長 先ほど、他市の民間実施隊員がいらっしゃる市を御紹介いただきましたけれども、他市においては、民間実施隊員は猟友会のメンバーと考えていいですか。

臼井農林水産課長 そのとおりでございます。

藤岡修美委員長 ほかに3番はよろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは4番、捕獲計画数について。

宮本政志委員 この請願は、「過去数年の捕獲数を記載し、根拠が明確に分かるように」と書いてあって、先ほどの説明は、捕獲実績数が根拠になっているんですよと言われましたよね。これは、最後の2行から最後の行は、「根拠が分かるようにすることを求めます」で、根拠は捕獲実績数ですよとおっしゃったので、ここは分かったと。「詳しい専門家や地域住民と共に調査し、捕獲計画数を設定することを求めます」って、現在、捕獲計画数というのは、先ほどの説明では、国が何か出している数値か指針か何かを基に、本市の例えば、想定するイノシシの数とか、森林面積とか、休耕田とか分からないけど、そういったものを根拠に計算して出すということですか。専門家とか地域住民と協力して出しているわけじゃないということですか。どうやって出しているんですか。

臼井農林水産課長 この計画数は、やはり市が定めたものでございますけど、計画を定めますと、この計画を協議会に上げまして、皆さんの了解を頂くようにはしております。おっしゃるとおり、実績に基づいて設定するわけでございますが、例えば、市域の中で、極端にイノシシが増えていると、生息数が莫大増えているということになれば、実績とは離れて、少し過大な数字も設定する必要があるかと思うんですが、私個人的に感じる状況としては、生息数は減ってきておろうと思います。そういう中で、過去最大の捕獲計画数を上げるといったことが実態とそぐわないと思っていますので、見直したいなと考えております。

宮本政志委員 そしたら、この4のさっき言った根拠は、もう今言われたことで分かって、専門家や地域住民と共に調査して、捕獲計画数を設定する

ことを求めているらっしゃるんだけど、協議会に上げているんだから、協議会の中に専門家もいらっしゃるし、猟友会の人たちも地域住民の方ばかりだから、その人たちと一緒に意見を聞いたり、その人たちがふだん調査したことを基に捕獲計画数を設定していますよということよね。

臼井農林水産課長 ニホンジカと違いまして、イノシシというのは、実は、正確な生息数の推定というのが非常に難しゅうございます。鹿のほうは、群れをなしている。その目撃情報や、している糞の糞塊調査を県が十分に調査を行って、一定の生息数を出しております。第二種特定鳥獣管理計画という資料を出しているかと思うんですけど、鹿については、そこがしっかり出ております。その一方で、イノシシに対しては、この県の計画書の8ページに管理の目標というのがあって、イノシシについては、生息密度や個体数を推定するための手法が確立していないことから、農林業被害額を低減することを目標とするという言及があります。ここ、鹿についてはしっかりと書いてあるんですけど、県においても、その推定するための手法が確立してないということでございますので、県内あるいは市域における生息数を具体的に特定することができないという実情がございます。参考までに、鹿はどういうふうに書いてあるかというのを申し上げたいと思うんですけど、同様に管理計画の9ページでございますが、「本県において収集されている密度指標となるデータ（捕獲頭数、目撃効率、糞塊密度、ライトセンサス等）を用いて、平成20年度から令和2年度まで各年度末における個体数の推定を行う。なお、令和2年度の捕獲頭数においては、速報値を用いた。この結果によると、生息頭数について、平成20年度から令和元年度までは単純増加にあるが、令和元年度は、1万7,201頭から5万772頭、中央値2万6,670頭、令和2年度は1万4,524頭から5万2,602頭、中央値2万6,068頭となり、令和2年度は中央値で初めて減少を示し、鹿の増加に歯止めがかかった状況と推定される」と。この前後の記述を御覧なると、県において、どういう推定がなされたかというのがはっきり分かるんですけど、イノシシについては、この手法が確立されていな

いという実情でございます。

藤岡修美委員長 ほかに4番はありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
それでは5番、勉強会の開催についてです。回答で、出前講座を検討しているというのもあります。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

福田勝政委員 ちょっと変な話ですけど、いろいろな勉強会があり、世の中、非常に進んでおりますが、例えば、イノシシが、ある餌を食べたら子供を産めなくなるとか発情すると抑えるとか、そういう薬はないんですか。ちょっとおかしい話ですけど。

臼井農林水産課長 鳥獣保護法によって、動物を捕獲あるいは殺傷するためには、どういった猟具を用いるかというのは決まっております、薬剤を用いるというのは、法律上の規定がございませんので違法になろうかと思えます。

福田勝政委員 分かりました。鉄砲で撃って殺せばいいわけですね。

臼井農林水産課長 鉄砲については、別に定めがいろいろございまして、撃てる地域、区域というのがございます。やはり市街地において、鉄砲は使えません。鉄砲もライフルになりますと、射程距離が非常に長いものですから危ないと。散弾銃は広域に広がっていくということがございますので、十分な安全確保を図った上で使用されていると思っています。

藤岡修美委員長 ほかによろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
以上で、請願項目に対する執行部の説明、そして、質疑を終わりました。これについては、請願者に対して、今日の委員会での議論を整理して、私のほうから説明しようと思えます。今の状況で、前向きに取り組めるものもあれば、制度上、難しいという回答もありましたので、その辺を

整理して、請願者に伝えたいと思いますが、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）そういうことで、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後 3 時 3 1 分 散会

令和 6 年（2024 年）1 月 2 3 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美